

### 松江市営補助競技場利用料金表 (サッカーコート1面)

利用区分		時間区分		1時間につき	9時～17時
		平日	祝土日		
占用利用	一般	平日		1,340	8,590
		利用 祝土日		1,600	10,300
	高校生以下・高齢者・障がい者	平日		670	4,290
		利用 祝土日		800	5,140
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	平日		4,030	25,780
		利用 祝土日		4,830	30,930
個人利用	一般利用(1人につき)			70	X
	高校生以下・高齢者・障がい者利用(1人につき)			30	

### 松江市営補助競技場利用料金表 (全面利用)

(単位:円)

利用区分			時間区分		1時間につき	9時～17時
			平日	祝土日		
占用利用	一般	平日		2,360	15,230	
		利用 祝土日		2,820	18,260	
	高校生以下・高齢者・障がい者	平日		1,170	7,610	
		利用 祝土日		1,400	9,120	
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	平日		7,130	45,700	
		利用 祝土日		8,550	54,830	

### こどもスポーツ広場利用料金表 (屋根付フットサル場)

利用区分			時間区分		1時間につき
			平日	祝土日	
占用利用	一般・高校生	平日		1,340	
		利用 祝土日		1,600	
	中学生以下・高齢者・障がい者	平日		670	
		利用 祝土日		800	
個人利用	一般・高校生利用(1人につき)			260	
	中学生以下・高齢者・障がい者利用(1人につき)			130	

### 松江市営補助競技場利用料金表 (フットサルコート1面)

利用区分		時間区分		1時間につき	9時～17時
		平日	祝土日		
占用利用	一般	平日		510	3,320
		利用 祝土日		610	3,980
	高校生以下・高齢者・障がい者	平日		250	1,660
		利用 祝土日		300	1,990
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	平日		1,550	9,960
		利用 祝土日		1,860	11,950
個人利用	一般利用(1人につき)			40	X
	高校生以下・高齢者・障がい者利用(1人につき)			20	

### 設備利用料金表

設備等の名称	単位	金額
照明設備(1時間)	メインコート1面	2,080
	フットサルコート1面	510
	こどもスポーツ広場1面	510

### 談話室利用料金表(ミーティングルーム)

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般		200
	営利宣伝を目的とした場合		250

※備考(裏面)

## ※備考

1、営利又は、宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする（(イ)は料金表の通り徴収する）

2、利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする

3、1時間に満たない場合は、1時間として算定する

4、2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする

5、その他の設備器具を利用する場合の基準額は、教育委員会規則で定める

6、談話室の利用料金は、補助競技場を占用利用する場合は徴収しない

## その他共通設備料金表

設備等の名称	単位	金額	備考
冷房及び暖房	1時間	250	
放送設備	1回(日額)	1,100	携帯型
シート	1日1枚	200	
湯沸設備	1回(日額)	510	
シャワー	1回	100	
テント	1日1張	510	
売店コーナー	1区画1日	1,250	1区画4㎡当たり。指定管理者が認可した業者に限る。
映像設備1式	1回(日額)	510	
長机	1日1脚	50	
折りたたみ椅子	1日1脚	20	
ベンチ	1日1脚	50	
石油ストーブ	1日1台	510	
特殊電気装置	実費徴収		コンセント含む

その他指定管理者が指示する消耗品等については、利用者の負担とする